

公 告

横 浜 市 公 告 第 1 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和6年1月5日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急日吉駅ビル

港北区日吉二丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社

代表取締役 堀 江 正 博

東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	東急株式会社	東急株式会社
又は名称及び住所	代表取締役	代表取締役
並びに法人にあっては代表者の氏名	高 橋 和 夫	堀 江 正 博
	東京都渋谷区南平台町5番6号	東京都渋谷区南平台町5番6号

(4) 変更の年月日

令和5年6月29日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和5年12月8日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課